

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

英国内務省

国別指針および情報ノート ビルマ：政府批判者

第 3.0 版

2019 年 1 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

目次

評価.....	4
1. はじめに	4
1.1 申請の根拠	4
1.2 留意事項	4
2. 論点の検討	4
2.1 信憑性	4
2.2 適用除外	4
2.3 難民条約の理由	5
2.4 リスク	5
2.5 保護	8
2.6 国内移動	9
2.7 証明	9
国別情報	10
3. 政治史	10
3.1 背景	10
3.2 2015 年の選挙	10
4. 政治改革	11
4.1 政治情勢の変化	11
4.2 2016 年 3 月以降の政府	12
5. 政党関係	13
5.1 政治的表現の自由	13
5.2 観察と監視	16
5.3 政治犯	17
6. 結社・集会の自由	18
6.1 法的権利	18
6.2 農民及び土地の権利活動家	20
6.3 デモ	22
7. 言論・報道の自由	23
7.1 法的権利	23
7.2 自由な言論の弾圧	24
7.3 人権擁護者	26
7.4 ジャーナリスト・記者・メディア従事者	27
7.5 公正な裁判	28

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

7.6 インターネット上の自由	29
8. 移動の自由	30
8.1 法的権利と制限	31
9. ビルマ出入国	32
9.1 出入国地点	32
9.2 入国手続	32
9.3 出国ビザ	32
9.4 ビルマへの入国	33
9.5 ブラックリスト	34
付属文書 A	36
不法出国に関する DFDL からの助言、2017 年 1 月 17 日	36

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

評価

更新：2019 年 1 月 22 日

1.はじめに

1.1 申請の根拠

1.1.1 申請者が実際に行った又は行つたとみなされたビルマ政府に対する批判を理由とする、国家による迫害及び／又は重大な危害の恐怖。

1.2 留意事項

1.2.1 ビルマ政府は、1988 年に一般民衆による民主化運動を暴力的に抑圧した後、1989 年に一方的に国名をミャンマーに変更した。英国政府は、ビルマ軍事政権の正当性を認めていなかったため、軍が主導したビルマからミャンマーへの国名変更や主要都市ラングーンのヤンゴンへの名称変更を認知しなかった。英国政府は、国名の最終決定は民主的に選ばれた政府が行うべきであると、常に考えてきた。国際的には、両方の国名が認められている。

1.2.2 本書におけるリスク評価は、申請者がロヒンギヤであることに基づく申請には適用されない。ロヒンギヤの申請については、『ビルマに関する国別政策及び情報メモ：ロヒンギヤ（Country Policy and Information Note on Burma: Rohingya）』を参照。

[目次へ戻る](#)

2.論点の検討

2.1 信憑性

2.1.1 信憑性評価に関する情報については、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令（Asylum Instruction on Assessing Credibility and Refugee Status）』を参照。

2.1.2 意思決定者は、過去に英国ビザ、その他の許可の申請があつたかどうかを確認しなければならない。庇護申請とビザの適合調査は、庇護申請者の面接の前に実施すべきである（『ビザ適合調査、英国ビザ申請者の庇護申請に関する庇護指令（Asylum Instruction on Visa Matches, Asylum Claims from UK Visa Applicants）』を参照）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストの実施の必要性も検討すべきである（『言語分析に関する庇護指令（Asylum Instruction on Language Analysis）』を参照）。 .

[目次へ戻る](#)

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、1 以上の適用除外条項に該当するかどうかを検討しなければならない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

各事案は、個々の事実及び実態を踏まえて検討されなければならない。

2.2.2 適用除外条項及び制限的許可についてのより詳しい指針は、『適用除外に関する庇護指令：難民条約第 1F 条 (Asylum Instruction on Exclusion: Article 1F of the Refugee Convention)』及び『「制限的許可に関する庇護指令 (Asylum Instruction on Restricted Leave)」を参照。
目次へ戻る

2.3 難民条約上の理由

2.3.1 申請者が実際に行った又は行つたとみなされた政治的意見。

2.3.2 難民としての認定には、条約上の理由の立証だけでは十分ではない。各事案で問われるべき論点は、特定の人物が自身の実際の又はみなされた条約上の理由のために、真の迫害リスクにさらされているかどうかということである。

2.3.3 条約上の理由についてのより詳しい指針は、「信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令」を参照。
目次へ戻る

2.4 リスク

a) 国による扱い

2.4.1 国別指針の TS 事案（2013 年 3 月 11、12 及び 13 日に審理され、2013 年 6 月 25 日に公表された、TS (Political opponents –risk) Burma/Myanmar CG [2013] UKUT 281 (IAC)) において、[英国の移民・庇護審判所の] 上級法廷は次のように判示した。

「現政府と対立するがゆえにビルマにおいて迫害のリスクがあるか否かを決定するためには、申請者の活動が拘留のリスクにつながる相当な可能性があるか否かを判断する必要がある。ビルマでの拘留は、短期間であっても欧州人権条約第 3 条に反し、認定指令の意味における迫害／重大な危害に匹敵する、重大な非人道的扱いという現実のリスクをもたらす。」

「ビルマ連邦の体制の安定を脅かすと当局がみなす者には、ビルマで拘留される現実のリスクがある。」

「潜在的リスクがある者の範囲は、政府の転覆を積極的に求めている（又はそのようにみなされている）者から、政府に対して率直かつ忌々しく対立する者にまで及ぶ。ある人物が保護を必要とするか否かは、過去及び将来の政治行動次第である。この判断は、抑圧の遺産を有し、引き続き対立するものを嚴重に観察する、近年変革している政府を背景に行われなければならない。証拠によると、国家の解体及び権力の喪失に対する継続的不安が存在する。」

「非人道的扱いのリスクという論点は、概して帰国者が帰国後のどこかの段階で当局によって拘留されるか否かということになる。」（パラグラフ 83(i)-(iv)）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

2.4.2 2011 年以来、表現及び集会の自由に関してより開かれた環境になり、報道の自由が改善され、ソーシャルメディアを含むインターネット利用者へのアクセス及び自由が増えてきた。しかし、改善された点があるにもかかわらず、これらの権利の行使に対する制約が増えたことで、特に 2015 年以降、そして 2017 年の初めからはますます、ジャーナリストや市民社会のメンバーの逮捕、拘留や、人権擁護者に対する威嚇、観察、監視の増加が見られる（政治改革、政党関係、結社・集会の自由、及び言論・報道の自由を参照）。

2.4.3 曖昧かつ抑圧的な規定を有する数多くの法律が、政府に対する批判的見解を弾圧する目的で、しばしば市民社会活動家、ジャーナリスト、法律家及び人権擁護者を逮捕、起訴し、有罪宣告するために使われる。国際連合を含め、国際的な活動家と関わっているとみなされた者は、当局からの威嚇及び詮索の対象になる（言論・報道の自由、インターネット上の自由、及び観察と監視を参照）。

2.4.4 大統領による恩赦で、2015 年以来、何百人もの政治犯が釈放されたが、政治的理由での逮捕、拘留、裁判及び投獄は続いている。釈放された政治犯は、観察及び監視の対象になり、教育・雇用の機会や旅券の取得に制約があったり、援助が受けられなかったりしている（政治犯を参照）。

2.4.5 TS 事案の審理後、ビルマの政治環境には改善があったが、2017 年初めから政治的権利及び公民権が悪化してきている。入手可能な証拠によると、状況は後戻りし、本書執筆時点では上級法廷が次のように判示した TS 事案での評価と同様になっている。「...人権の改善及び向上は、政権に反する発言を行う者が現時点では厳しい結果を招く可能性がある国家による裁量的干渉の恐れがないと確信をもって自由に発言できるほどの、完全なレベルにはまだ達していない。」（パラグラフ 78）

2.4.6 よって、各事案では、特定のリスクにさらされていることを示す義務を申請者に課し、その事実に基づき検討しなければならないが、意思決定者は TS 事案における事実認定に従うべきである。

目次へ戻る

b) その場での活動

2.4.7 国別指針の TS 事案は、次のように判示した。

「デモに参加したり政治的集まりに参加したりして英国で政府と対立する発言を行っていると人物評を有する者は、その理由だけでは、帰国後ただちに拘留されることになるというビルマ当局に対する十分な懸念はない。これは、その英国での活動が日和見的に行われ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

たか心からの考えにより行われたかに関係なく、またこの国での人物評が広く知られていても関係がない。」

「英国でビルマ政府に対立する発言を行っているという人物評を有する者は、帰国すればビルマ当局に観察されることが予想される。その観察の厳しさは、一般に海外での反対活動の程度による。」

「観察が帰国後の拘留につながる現実のリスクがあるか否かは、各事案において、ビルマ当局がすでに有する情報に帰国後の観察結果を組み合わせた、当局の見解次第である。その見解は、以下により形成される。

(i)英国での活動の程度(例えば、示威行動を先導したか、政治的集会で目立つ発言をしたか)

(ii)ビルマ出国前に行ったこと

(iii)帰国後に行うこと

(iv)交際がある人物の人物評

(v)その人物が連邦を不安定にすると政府が考える民族性を有するか否か、又はその人物の活動が、ビルマ政府がデリケートな問題と考える民族的、地政学的若しくは経済地域的要素を有する類のものか(例えば、紛争地域での立場)。

国家が注目するのは人物評であり、それがリスク判断の鍵となる。帰国後のビルマにおいて問題の人物に活発な政治的人物評があれば、その分、現実の拘留リスクを伴う重大な観察のリスクが大きくなる。」

「一般に、その個人が国際的にかなり目立っている場合、合理的にみて上記のリスクはいずれも生じる可能性が低い。証拠が示すところによると、政府は国際的に有名な活動家の拘留によって生じる悪評を避けたいと強く願っている。」(パラグラフ(v)-(ix))。

2.4.8 ビルマ国内で政治的批判の発言を行う者に関しては、英国での政治的活動によりリスクにさらされる人物は、政府に対して又は政治的デリケートな問題に関して中傷的な発言を行うなど、他の加重要因を有することが多い。各事案はその事実に基づき検討されなければならない、帰国時に迫害及び／又は重大な危害という現実のリスクにさらされることを示す義務は申請者にある。

2.4.9 旧軍事政府の政治的反体制派とみなされた人物(ビルマ国民及び外国人の両方)のブラックリストから、数千人の名前が削除された。「ブラックリスト」に再掲された社会市民活動家がいるが、その者らはビルマからの出国及びビルマへの入国を制限されることがある。「ブラックリスト」に掲載されているビルマ市民の数は少なく、約57百万人の総人口のうち200人以下である(2017年7月現在)。自身の名前がリストに掲載されていることを示す義務は、申請者にある(ブラックリストを参照)。

2.4.10 申請者が「ブラックリスト」に掲載されている場合、その政治的活動や政府批判に関

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

して、依然として帰国時にビルマ当局が関心を示すかもしれない。各事案は、特定のリスクにさらされていることを示す義務を申請者に課し、その事実に基づき検討される。

2.4.11 英国で政治的に活動し、ビルマのパスポート又はパスポートに代わる証明書（ビルマ大使館発行のもの）を所持する者は、適切な旅行文書を有するので、入国管理法違反の見地からはビルマへの帰国時に拘留される恐れはない。

目次へ戻る

c)ビルマの不法出入国

2.4.12 内務省は、ビルマからの不法出国及びその後帰国リスクに関係する、国別指針の HM 事案（2005 年 11 月 29 日に審理され、2006 年 1 月 23 日に公表された、HM (Risk factors for Burmese citizens) Burma CG [2006] UKAIT 00012）での認定事実から離れることについて、説得力ある証拠に裏付けられた非常に強力な理由があると考え。よって、HM 事案は、本書執筆時の状況に適合しないので、もはや意思決定者が従うべきものではない。

2.4.13 ビルマを離れるために、今では「出国ビザ」は必要とされない。旧政府の下では、ビルマ市民が合法的にビルマを出国するには、有効なパスポートと「D フォーム」として知られる有効な出発文書が必要とされていた。しかし、有効な D フォームの所持という要件は、2014 年に廃止された。よって、「不法に」ビルマを出国したという主張は、もはや適用されない。入国管理法の見地からは、出国時には有効なパスポートや D フォームを所持していなかった者であっても、帰国時に投獄される一般的なリスクはない（ビルマ出入国を参照）。

2.4.14 ビルマの入国管理法は、ビルマ市民がビルマの有効なパスポートを所持せずビルマに入国することを明示的に禁止している。しかし、有効なパスポートも期限切れのパスポートも持たない者に、ビルマ大使館は身分証明書を発行することができる。パスポートではなく、身分証明書を持ってビルマに帰国する者には、帰国時に拘留される高度のリスクはない（ビルマ出入国を参照）。

2.4.15 リスク判断に関するより詳しい指針は、『信憑性及び難民の地位の評価に関する庇護指令』を参照。

目次へ戻る

2.5 保護

2.5.1 軍は引き続き、内務省、国防省及び国境省（Ministries of Home Affairs and Defence and Border Affairs）の長であり、治安部隊を監督し、ビルマの選挙で選ばれた政府から独立して動いている。治安部隊は刑事責任を負うことなく行動することができ、このような状況にお

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ける是正手段はない（2016 年 3 月以降の政府を参照）。

2.5.2 申請者の恐怖は、国家による迫害及び／又は重大な危害によるものなので、当局による保護は利用できない。

2.5.3 国家による保護の判断についてのより詳しい指針は、信憑性及び難民の地位の評価に関する指令を参照。

[目次へ戻る](#)

2.6 国内移動

2.6.1 申請者の恐怖は国家による迫害及び／又は重大な危害なので、このリスクを回避するために移動することはできない。

2.6.2 国内移動に関するより詳しい指針は、信憑性及び難民の地位の評価に関する指令を参照。

[目次へ戻る](#)

2.7 証明

2.7.1 申請が却下される場合、2002 年国籍、入国管理及び庇護法第 94 条に基づき「明らかに根拠がない」と証明できることはあまりない。

2.7.2 証明についてのより詳しい指針は、「2002 年国籍、入国管理及び庇護法第 94 条に基づく保護及び人権の申請の証明（明らかに根拠がない申請）（Certification of Protection and Human Rights claims under section 94 of the Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 (clearly unfounded claims)）」を参照。

[目次へ戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国別情報

注記：国連人権理事会（UN Human Rights Council, UNHRC）が、とりわけミャンマー／ビルマにおける人権の状況について話し合うために、定期的を開催されている。関連文書は、こちらで見られる。

第3章更新：2019年1月22日

3. 政治史

3.1 背景

3.1.1 ビルマ（ミャンマーとしても知られる）は、1962年から2011年まで軍の暫定政権に支配されていた。政権は反対意見をすべて弾圧し、重大な人権侵害だと国際的に広く非難された。

3.1.2 ビルマの近現代史を概観するには、BBCの「ミャンマーのプロフィール－年表（Myanmar profile – Timeline）」の主要事件年表、及び外交問題評議会（Council on Foreign Relations）の背景説明「ミャンマーの理解（Understanding Myanmar）」を参照。

[目次へ戻る](#)

3.2 2015年の選挙

3.2.1 2015年11月8日、ビルマで総選挙が行われた。この選挙は、大部分は公正と見られたが、市民と認められていないロヒンギャや国内7地域で現在起こっている民族紛争の影響を受けている者を含む数十万人が、投票できなかつたり投票資格がなかつたりした。

3.2.2 ロヒンギャに関するさらに詳しい情報は、「ビルマに関する国別政策及び情報メモ：ロヒンギャ」を参照。

3.2.3 国民民主連盟（National League for Democracy, NLD）が、圧倒的な勝利で議会の過半数を確保するのに十分な390議席（上院135議席、下院255議席）を獲得した。憲法に基づき、ミャンマー国軍（Tatmadaw）が議席の25%を保有して治安関係省庁の支配を継続し、NLD党首であるアウン・サン・スー・チーの大統領就任を妨げている。フリーダム・ハウス（Freedom House）は、NLDは「14の州・地域議会でも659議席中496議席を獲得した。政府を後ろ盾に持つ連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party, USDP）は、下院で30議席、上院で12議席を獲得し、第二政党になった。残りの議席は、少数民族、その他の政党と無所属議員が占めた。民族政党は、全体としては低迷したが、シャン諸民族民主連盟（Shan Nationalities League for Democracy, SNLD）とアラカン民族党（Arakan National Party, ANP）はそれぞれの地元で健闘した」と報じている。

[目次へ戻る](#)

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

第4章更新：2019年1月22日

4. 政治改革

4.1 政治情勢の変化

4.1.1 ミャンマー・タイムズ（Myanmar Times）は、2016年5月26日、「転覆行為を起こそうとする者から国家を守る法律（Law to Safeguard the State Against the Dangers of Those Desiring to Cause Subversive Acts）」としても知られ、政府が非常事態を宣言して市民の基本的権利を停止することを可能とする1975年国家保護法（State Protection Act）が破棄されたと報じた。アウン・サン・スー・チーを含む多くの反政府活動家が、この法律に基づき投獄された。

4.1.2 国連事務総長は、2016年8月5日付け報告の中で次のように述べた。

「この5年間で、ミャンマーは大きな変化を遂げた。この国は、政治・経済体制の変革のみならず、外の世界に向けた開放においても、著しい進歩を経験した。多くの政治犯が釈放され、比較的活気がある自由な報道が出現し、制限はあるものの結社と政治的表現の自由が拡大して91の政党が選挙を戦い、国内でも国際的にも市民社会活動家の数と能力が急激に伸びた。」

4.1.3 2017年3月、国連人権理事会は、2011年からのカチン州（Kachin）、ラカイン州（Rakhine）及びシャン州（Shan）の状況に焦点をあてた、ミャンマーに関する独立事実調査団（Independent International Fact-Finding Mission on Myanmar）を設置した。同調査団はまた、表現、集会、平和的結社の自由に対する権利を含む基本的人権の侵害や、ヘイトスピーチの問題も調査した。2017年9月から2018年7月の間、現地調査が行われた。2018年9月に発行された国連調査団の報告書には、次のように記された。「2011年以来、ミャンマーでは、人々が自分の意見を言い、抗議活動に参加する、より開かれた環境、より自由な報道環境、及びソーシャルメディア経由を含むインターネットアクセスやインターネット利用者の自由の増大など、それ以前の50年と比較して民主主義の場が著しく開かれてきた。」

4.1.4 しかし、ビルマでの人権の状況に関する国連特別報告者は、2018年3月の報告書で次のように述べている。「ミャンマーの市民政府の歴史的選挙は、開かれた、透明性がある民主主義の場が拡張する新時代を約束したが、特別報告者は、そのような場が縮小し、ジャーナリスト、市民社会のメンバーや人権擁護者がますます危険な状態に置かれるのを見ただけだった。旧軍事政権の抑圧的慣行が、再び規範として戻ってきている。」

4.1.5 2018年の特別報告者と同様に、国連調査団も次のように認定した。

「[...] ミャンマーは重要な進歩をしてきたが、特に2015年以降は、挑戦と否定的傾向も現

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

れてきた。国の民主主義への転換は、まだ初期段階である。確かに、軍が政治において支配的役割を維持した状態でなんとか転換は始まった。監視員は、表現、結社及び平和的集会の自由の権利に対する制約が増え、これらの権利の行使に関連した個人の逮捕、拘留が続き、人権擁護者に対する威嚇や観察、監視が増えていると報告した。」

政党関係、結社・集会の自由、 言論・報道の自由も参照。

目次へ戻る

4.2 2016 年 3 月以降の政府

4.2.1 2016 年 2 月 1 日、新しく選出された議員による議会が開催された。3 月中旬、NLD のティン・チョウ (Htin Kyaw) が大統領に選ばれたが、同氏は実質的には代理であり、主要な意思決定者はアウン・サン・スー・チーだった。旧政権の退役軍人ミン・スエ (Myint Swe) が第一副大統領に、チン族の議員ヘンリー・ヴァン・ティオ (Henry Van Thio) が第二副大統領に就任した。新政府は、2016 年 3 月 30 日の正式な引継式で政権に就いた。4 月 6 日、首相に匹敵する国家最高顧問が創設され、アウン・サン・スー・チーが就任した。憲法に従い、内務省、国防省及び国境省の大臣は引き続き軍が担った。新しい国会には、100 人を超える元政治犯が含まれていた。(政治犯も参照)。

4.2.2 ティン・チョウは、2018 年 3 月 21 日に大統領を辞任した。2018 年 3 月 28 日、ウィン・ミン (Win Myint) が大統領に選出された。大臣の一覧は、大統領府ウェブサイトの連邦大臣及び副大臣リストを参照。

4.2.3 タイム紙が 2016 年 4 月 1 日に報じているように、「軍は、ビルマの選挙で選ばれた政府から独立して動いている…。国防関連の決定はすべて、陸軍が過半数を占める国防治安評議会 (National Defense and Security Council, NDSC) を通さなければならない。タツマドゥ (Tatmadaw) [ビルマ国軍] はまた、ビルマの戦争で荒廃した民族地域を管理する、きわめて重要な国境省も担っている。

4.2.4 チョー大統領は、議会に対する就任演説の中で、「政府が、NLD のマニフェストで概要を示した優先事項である、国民和解、国内平和、連邦国家を目指す憲法改正と人民の生活水準向上の追求に取り組むことを約束した。」アウン・サン・スー・チーは、2016 年 4 月 18 日、国民に対するビルマ新年の演説の中でこの約束を繰り返し、国民和解が最も重要であると述べた。

4.2.5 国連特別報告者は、2017 年 1 月のミャンマー訪問後、ミャンマーにおける人権の状況に関するミッション・ステートメントの最後に次のように述べている。

「今回の訪問の間にミャンマーの人々に話しかけた際、国中が先の総選挙の結果を喜んで

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

いた時から 1 年しか経っていないのに彼らの楽観と希望の感情が徐々に薄れてゆくのがわかり、辛かった。国家最高顧問や様々な政府関係者と会って話したことから、ミャンマーのすべての人々の生活の改善に取り組むことを心から約束し、献身しているのを見て取ることができる。何とかして、この取り組みを実感として感じられる現実の行動につなげなければならない。私は、政府がこの国のすべてのコミュニティに対し、お互いにもっと胸を開いて理解し合い、自己の利益を増やすために他者を犠牲にするのではなく、互いに尊重し合うように訴えることを奨励する。治安部隊が常に法の支配の範囲内で人権を守って行動することが、特に重要である。政府が、法を掌握し、自らの公正性を示すことによって、一部の極端な集団をつけあがらせたと思われる明らかな刑事免責の風潮に対処することが不可欠である。何人も法の適用を免れないと普通の人々を安心させるためには、説明責任がなければならない。正義がなされ、またなされていることが目に見えなければならない。」

4.2.6 国連特別報告者は、2018 年 3 月の報告でコメントして、次のように述べている。

「国の選挙における国民民主連盟（NLD）の勝利後 2 年で、政府はまだ、法及び司法の改革において真の進歩を遂げていない。国連特別報告者は、ミャンマーの国内法制度を国際人権の規範及び基準に従ったものにし、全住民の権利を保護するための、包括的な法制改革プログラムを、再度要請する。政府は、市民社会及び民族集団による完全かつ包括的な参加を確保する処置をとらなければならない。NLD が選挙で約束した憲法改正は、和平プロセスの二の次になったようであり、国連特別報告者は、憲法改正を含む法改革だけが国のより一層の平和に役立つことを、政府に念押しする。この点に関し、ミャンマーの人々を不当に攻撃するために利用されているすべての規定を政府が法令集から削除する、緊急の行動が必要だ。2013 年電気通信法（Telecommunications Law）第 66 条(d)、1908 年不法結社法（Unlawful Associations Act）第 17 条(1)、2011 年平和的集会及び平和的行進法（Peaceful Assembly and Peaceful Procession Law）第 19 条、刑法（Penal Code）第 500 条、第 505 条(b)及び第 505 条(c)、2014 年報道機関法（News Media Law）第 25 条並びに 1923 年公職守秘法（Official Secrets Act）第 3 条などが含まれる。」

政党関係、結社・集会の自由、及び言論・報道の自由も参照。

目次へ戻る

第 5 章更新：2019 年 1 月 22 日

5. 政党関係

5.1 政治的表現の自由

5.1.1 連邦選挙管理委員会（Union Election Commission）の公認政党リストによると、2015 年 11 月の選挙に出るために 91 の政党が登録された。2014 年 9 月に施行された政党登録法（Political Parties Registration Law）は、正式な市民にのみ政党の結成を認め、正式な又は帰化した市民にのみ党员になることを認めており、1982 年の市民権法によって実質的に市民

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

権を失ってから正式な市民であることを示す文書がないロヒンギャ族の政治への参加を妨げている。(ロヒンギャの市民権の状況について、より詳しいことは「ビルマに関する国別政策及び情報メモ：ロヒンギャ」を参照)。

5.1.2 フリーダム・ハウス は、2015 年の選挙中に、NLD を含む登録政党の多くが「国中で会合や大規模集会を開いた」と記した。そして、「2011 年以来、国会議員が民主的権利について演説することを認めてきた。議員の演説時間は厳しく制限されることが多かったが、その演説の多くが国内の報道機関に取り上げられている。」と付け加えた。

5.1.3 ビルマの主要野党で、前統治者であった連邦団結発展党 (USDP) は、2017 年の補欠選挙及び 2020 年に実施予定の国政選挙に先立ち、2016 年 8 月に再編成された。前ビルマ大統領のテイン・セイン (Thein Sein) 党首は、この再編で党首を辞す前に、政党間統合と党内での民主主義復活を呼び掛けた。

5.1.4 オーストラリアの外務貿易省 (Department of Foreign Affairs and Trade, DFAT) の、2017 年 1 月 10 日付けビルマに関する国別情報報告書には、次のように記されている。

「NLD 政権は一般に、平和な政治的意見の相違を受け入れている。2011 年以来、多くのメディア制限が緩和されてきた。それにもかかわらず、政治的行動主義を制限する法がいくつか残っており、NLD が政権に就いた後も抗議者の逮捕が続いた。例えば、2016 年 5 月、労働者の権利を求めて抗議する労働者の一団が、国会へのデモを企てた。70 人を超える抗議者が拘留され、51 人が平和的集会及び平和的行進法 (平和的集会や平和的行進に当局の許可を義務づけるもの) と刑法第 143 条、第 145 条及び第 147 条 (違法な集会と暴動を禁じるもの) に基づき警察から告発された。国会は、現在、平和的集会法の改正を検討している。これが通れば、改正法の下では特に、抗議者は抗議活動の際に正式な許可を取得するのではなく、当局に通知するだけでよくなる。」

5.1.5 2018 年の初めに行われた平和的集会及び平和的行進法の改正提案は、抗議者への資金提供を 3 年の禁錮刑となる新たな刑事犯罪とするなど、平和的集会に対する制限を強化する恐れがあった。この改正は、2018 年 3 月に上院議員によって反対された。結社・集会の自由も参照。

5.1.6 アムネスティ・インターナショナルは、次のように報告している。

2016 年 9 月に「ミャンマーの国民民主勢力 (National Democratic Force) 党の党員であるアウン・ウィン・フライン (Aung Win Hlaing) は、大統領に対する批判を Facebook に投稿した廉で禁錮 9 か月の判決を受け」、また「ミャンマーの新大統領ティン・チョーがアウン・ウィン・フラインが長を務める郡区レベル委員会の廃止を決定した後で Facebook への投稿

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

で大統領を『バカ』で『狂人』呼ばわりしたことで、2013 年電気通信法第 66 条(d)に基づき告発された。訴えたのは、大統領の所属政党、国民民主連盟（NLD）の地方党员だった。」

5.1.7 2017 年 1 月、ヒューマン・ライツ・ウォッチ（Human Rights Watch, HRW）は、そのアジア局長であるブラッド・アダムズ（Brad Adams）の「ビルマの新政府には 100 人を超える元政治犯が含まれているが、平和的な表現の訴追に援用される法の排除のためにはほとんど何もしていない。[...] それどころか、政権就任初年度には、平和的な政治演説の訴追が増加した。」というコメントと共に、「ビルマ政府は、言論の自由の権利に反して平和的批判を訴追することに終止符を打つ行動を起こすべきである」と報告した。この報告は、NLD の役人を批判した容疑の 2016 年及び 2017 年の名誉棄損事件を例として挙げた。

ジャーナリスト・記者・メディア従事者も参照。

5.1.8 国連特別報告者は、2017 年 1 月のミャンマー訪問後、ミャンマーにおける人権の状況に関するミッション・ステートメントの最後に次のように述べている。

「この訪問の間に私の心に重くのしかかった言葉がひとつある。それは報復だ。私は、すべての訪問、すべての会合において私が話した人や、一緒に作業した人でさえも、権利問題について話したり意見を述べたりしたことに対して報復を受けることがないよう、ミャンマー政府に保証を求めている。しかし、痛ましいことに、私が今回の訪問で会った幾人かの人々は、『私はあなたと会った後、自分に何が起こるかわからない』と言った。私と話した後、自分は逮捕されると思うと、あからさまに言った人もいる。2 つ以上の共同体が隣接して別々に生活している他の村で、私と話すことに不安はないかと尋ねた。その回答は、『残念ながら、本当のことは言えない』というものだった。しかし、そのメッセージは明白だ。自分の意見を言うな、ということだ。自分の意見や立場が、あなたの生き死に良心の呵責を感じない人々の話や計画に合わない、又はそれを支持しないのであれば、思っていることを言うなということだ。残念ながら、これは珍しいことではない。報告によれば、少なくともあと 4 件は斬首の例がある。」

5.1.9 外務及び英連邦省（Foreign and Commonwealth Office, FCO）は、2017 年の『人権及び民主主義（Human Rights and Democracy）』報告書に、「ジャーナリスト及び市民社会は、引き続きビルマにおける表現の自由の制限についての懸念を提示した。NLD 政権及び軍を批判してきた人々を含む活動家及びジャーナリストは、電気通信網を使用して行われる何者かに対する強要、強制、不当な制限、中傷、妨害、不当圧力又は脅迫について最長 3 年の禁錮を定める 2013 年電気通信法第 66 条(d)に基づき、逮捕され、投獄され、罰金を科された。フリー・エクスプレッション・ミャンマー（FEM）は、現政権になって以来、同法に基づき少なくとも 95 件の刑事訴追があり、そのほとんどがオンラインでの名誉棄損に関するものだったとする報告書を出した。国会は、牢獄にいる人々を裁判官が釈放できるようにし、第

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

66 条に基づく罪状に対する最長刑期を 2 年に短縮するように、8 月に同法を改正した。この法律に反対する者は、この改正をもってしても表現の自由に対する制限はほとんど減らなかったと言っている。」と記している。

5.1.10 2018 年 9 月に公表された国連調査団の報告には、「民主主義の場にマイナスの影響を与える、意図的に批判の声を静まらせるより大きな流れの、少なくとも 3 つの様相を観察した。それは、基本的自由の平和的行使を有罪にする様々な国内法の継続的使用、国連やその他の国際活動家と関わった（とみなされる）ことによる個人に対する威嚇や報復、そして平和的抵抗の抑制である。」

5.1.11 2018 年の出来事を対象とする、HRW の『世界人権年鑑 2019 (World Report 2019)』は、「当局は、批判者を名誉棄損の罪で訴追するために、2017 年 3 月に施行されたプライバシー法の第 8 条(f)を援用し始めた。1 月、モン州の首長に対する批判とみなされたソーシャルメディアへの投稿を理由に、新法に基づきモン州の役人がタトン (Thaton) の男を訴え、9 月に 1 年の禁錮刑が言い渡された。」と記している。

自由な言論の弾圧、及びジャーナリスト・記者・メディア従事者も参照。

目次へ戻る

5.2 観察と監視

5.2.1 国連特別報告者は、2016 年 3 月の報告書で、市民社会活動家が軍情報部と特別警察 (Special Branch Police) によって、尾行や会合での写真撮影、活動家の居場所を家族や友人、同僚に尋ねるなどとして観察されているという、継続的報告に懸念を表明した。

5.2.2 同様に、国連事務総長の 2016 年 8 月 29 日付け報告書は、特別報告者が 2016 年 6 月から 7 月のビルマ訪問の後で、引き続き「市民社会活動家と人権擁護者の観察と監視」の報告を受け、「特別報告者の訪問中、対談者が保安要員によって写真を撮影され、質問を受けた。特別報告者は、ラカイン州の村のコミュニティとの私的な会合の間に、政府職員が設置した録音装置を発見した。」と記している。

5.2.3 フリーダム・ハウスは、2017 年の出来事を対象とする 2018 年の『世界の自由 (Freedom in the World)』報告書に、「軍支配下の内務省によるジャーナリストの監視が、あたりまえのこととして残っている。」と記している。国連特別報告者は、2017 年 7 月のビルマ訪問の後で、「私と会う人々は、警察の特別部門 (Special Branch) から来たと思われる捜査官によって観察され、尾行されることもあった…」と述べている。

5.2.4 国連調査団は、2018 年 9 月の報告書に、国連、その他の国際的活動家と実際に関わっ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

た、又は関わったとみなされた人物に対する治安部隊による威嚇又は報復について、多くの申し立てを受けたと記している。

5.2.5 フリーダム・ハウスの 2017 年 6 月 1 日から 2018 年 5 月 31 日の期間を対象とする報告書『インターネット上の自由 2018 (Freedom on the Net 2018)』は、インターネット利用のモニタリングについて、「政府が SIM カードの登録を命令する規制強化へと動く中で、新たに創設されたソーシャルメディア観察チーム (Social Media Monitoring Team, SMMT) は、国家の監視能力を増すことが期待されている。」と記している。

インターネット上の自由も参照。

目次へ戻る

5.3 政治犯

5.3.1 政治犯を定義する単一の国際基準はない。政治犯支援協会 (Assistance Association for Political Prisoners, AAPPービルマ) は、政治犯を「...平和的又は抵抗を示す手段で政治的活動への積極的関与や支持的役割を実際に行った、又は行ったとみなされたことによって逮捕される者」と定義した。アムネスティ・インターナショナルは、「暴力を使用又は主張していないにもかかわらず、属性（性指向、民族、出身国若しくは社会、言語、生まれ、肌の色、性別又は経済状態）や信条（宗教、政治、その他良心的に信じるもの）を理由に投獄される者」と定義される、「良心の囚人」という言葉を使用する。

5.3.2 国連特別報告者の 2016 年 3 月報告への回答において、ビルマ政府は、何者も政治的理由で逮捕されることはないと主張した。しかし、2016 年 4 月 7 日、アウン・サン・スー・チーは、「私は、政治に関連して裁判にかけられている政治犯、政治活動家及び学生をただちに釈放しようとしている。」と宣言した。

5.3.3 国連特別報告者は、2015 年 7 月と 2016 年 1 月の大統領恩赦で釈放された 6966 人と 102 人の囚人の中に、55 人の人権擁護者と政治犯がいた、と報告した。2016 年 4 月、ティン・チョー大統領は、200 人に及ぶ政治犯を赦免した。FCO は、2016 年 4 月に 235 人、5 月にはさらに 55 人の政治犯が釈放されたと引用したが、「まだ政治的理由による逮捕を行わせる法律及び制度上の抜け穴が残っているので、活動家は引き続きリスクにさらされている」と付け加えた。2018 年 4 月、36 人の政治犯が釈放された。

5.3.4 AAPP によると、2018 年 11 月 30 日時点で、36 人の政治犯が実刑判決を受け、さらに 269 人が裁判を控えており、そのうち 53 名は再拘留中だった

5.3.5 米国国務省の『人権慣行に関する 2017 年国別報告書 (Country Report on Human Rights

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

Practices for 2017, USSD HR Report 2017)』は、「多くの政治犯は釈放後も、厳重な監視を受け、服役前に行っていた研究を再開できず、旅行証明を確保できず、身分証明や土地の所有に関するその他の文書を取得できないなど、制限を経験している。釈放された政治犯は、刑事訴訟法に基づき、何らかの理由で再逮捕された場合はその残りの刑期を務めることになる。

5.3.6 2016 年 5 月に公表された AAPP（ビルマ）と元政治犯協会（Former Political Prisoners Society）の共同報告書には、元政治犯は釈放の際に厳重な観察を受けてきたし、「当局からいやがらせを受けることもよくあった」と記されている。恩赦を受けた政治犯は刑事訴訟法第 401 条に基づく条件付きの釈放のことがよくあるが、同条は、釈放条件に違反した場合は令状なしで逮捕され、刑期の未消化の部分を終えるために再拘留されることがある」と定めている。

5.3.7 アムネスティ・インターナショナルは、2017 年 2 月の国連人権理事会への声明書に、「理事会による前回のミャンマー調査以来、多数の良心の囚人が釈放されたが、引き続き良心の囚人が投獄されている」と記している。AAPP は、2018 年の月次年表に、政治的理由による逮捕を記録し続けている。米国議会調査部（Congressional Research Service, CRS）は、2018 年 9 月に「大統領恩赦が何人かの政治犯に与えられたが、人々は引き続きビルマ法違反の容疑で逮捕され、拘留され、投獄されている。」と記している。

5.3.8 アムネスティ・インターナショナルは、2017 年の出来事を対象とする年次報告書に、「政府は、以前の良心の囚人とその家族に対し、賠償や教育、労働の機会を得るための支援、その他の方法による原状回復といった補償を行っていない」と記している。

目次へ戻る

第 6 章更新：2019 年 1 月 22 日

6. 結社・集会の自由

6.1 法的権利

6.1.1 国連特別報告者は 2016 年 3 月の報告で、「問題ある法規定（歴史的なものと最近施行されたものの両方）が、市民社会活動家、ジャーナリスト及び人権擁護者を逮捕、訴追し、有罪を宣告するために適用され続けていること」への懸念を表明した。特に、結社と集会の自由に関する、2011 年平和的集会及び平和的行進法第 18 条(2014 年改正)（平和的集合法）、刑法第 143 条、第 145 条、第 146 条、第 147 条、そして不法結社法第 17 条(1)の適用である。

6.1.2 下記の表は、悪用されやすいことが立証されているとヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が考える、平和的表現を有罪にするために使用される法律を特定する HRW の 2016

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

年 6 月付け報告を基に作成した。

集会を罰する法律

犯罪の定義

最高刑罰

2012 年平和的集会及び平和的行進法（2014 年改正）

第 18 条：政府の同意なく平和的集会又は平和的行進を行うこと

禁錮 6 か月及び罰金

第 19 条：許可された場所や経路からの逸脱、又は同法第 12 条に定める集会の実施に対する広範な制限のいずれかへの違反

禁錮 3 か月及び罰金

2016 年平和的集会及び平和的行進法

第 17 条：届出せずに平和的集会又は平和的行進を行うこと

初犯の場合は禁錮 3 か月及び罰金、累犯の場合は加重刑

第 18 条：届出で特定された場所や経路からの逸脱、又は同法第 9 条に定める集会の実施に対する広範な制限のいずれかへの違反

禁錮 3 か月及び罰金

不法集会、刑法第 141 条、第 143 条及び第 145 条

第 141 条は、「不法集会」に、「連邦議会若しくは政府、又は合法的な公職権限を行使する公務員を、犯罪的暴力又はその顕示によって威圧すること」、「法律又は法的手続きの実施に抵抗すること」、「器物損壊、犯罪的不法侵入、その他の罪を犯すこと」のいずれかを共通の目的とする 5 人又はそれ以上の人々の集まりを含むものと定義する。

第 143 条は、不法集会への参加を違法とする。

禁錮 6 か月及び罰金（第 143 条）

第 145 条は、解散を命じられた不法集会への参加又はその継続を違法とする。

禁錮 2 年及び罰金（第 145 条）

暴動、刑法第 146 条及び第 147 条

第 147 条は、暴動への参加を違法とする。

禁錮 2 年及び罰金

第 146 条は、集会参加者に武力又は暴力を使用する者がいる場合、その集会の全参加者を暴動による有罪とみなす。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.1.3 国連事務総長は 2016 年 8 月の報告で、2014 年に改正された平和的集会・平和的行進の権利（Right of Peaceful Assembly and Peaceful Procession）法が、「事前許可を必要とした民衆の抗議と行進に対する刑罰と制限の軽減、縮小する目的で」上院の法案委員会で検討、承認され、こうしたデモは今では事前届出を必要とするだけである」と述べた。しかし、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、第 19 条は表現の自由を守るためにあるが、新法は旧法の欠陥の多くを残していると 2016 年 6 月付け報告書に記し、同法は引き続き平和的抗議を犯罪として禁錮刑を科す規定や、表現の自由を制限するために恣意的に使用しうる曖昧な規定を含んでいると 2016 年 5 月に述べている。

6.1.4 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2016 年に次のように述べている。

「当局はまた、検挙者に 1 年以上前に行われた抗議に基づく新たな罪状を科すことで、刑期として可能な期間を延ばした。」

「新政権下においても、平和的集会への参加を理由とする逮捕と訴追は継続した。例えば、5 月 15 日には、ラングーンのダウンタウンで行われた異教徒間の『ピースウォーク』の先導者がこの法に基づき逮捕、告発され、5 月 23 日には、ラングーンから問題があったレパダウン（Letpadaung）鉱山の場所まで行進していた単独抗議者が逮捕、告発された。」

目次へ戻る

6.2 農民と土地の権利活動家

6.2.1 国連特別報告者は、「強制立ち退き、開発プロジェクト、鉱物その他の天然資源採取のため土地の接収と押収」に関して 2016 年 3 月の報告書で懸念を表明した。こうした懸念の一部に対処する 2016 年 1 月採択の新しい国家土地利用政策（National Land Use Policy）を歓迎しながらも、特別報告者は次のように付け加えた。

「自らの権利を守ろうとして、人々が土地の押収に抵抗する抗議活動に訴えることが増えてきた。残念なことに、農民と土地権利活動家を含む平和的集会の権利を行使する人々は、いやがらせ、威嚇、刑事訴追に直面し続けている。こうした訴追は直ちにやめるべきであり、平和的抗議を理由に拘禁されている人々を釈放すべきである。」

6.2.2 国連特別報告者は、2018 年 3 月の報告書で、「土地の押収は引き続き重大な問題であり、押収された農地その他の土地を再精査する中央委員会（Central Committee for Re-scrutinizing Confiscated Farmlands and Other Lands）は 2017 年までに、5,735 件の申し立てのうち 543 件しか解決していない。」と記している。同氏は、土地取得法（Land Acquisition Law）の草案に、次のような懸念を表明した。

「この法律は、1894 年土地取得法に取って代わり、植民地時代の法律が定めていた保護をなくすだろう。新しい法案は、広範に定義された公的目的のための緊急取得が、取得前の対価の支払いなく、たった 48 時間の通知で行われると定めている。この法律は、ミャンマー

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

憲法や国家土地利用政策を含む既存の法律に適合しないという懸念もある。」

6.2.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）は、2016年11月3日付けの報告で、土地の押収と抵抗者に対する報復は、特にカレン州において激しかったと述べている。その報告の調査は2015年1月から8月の間に行われたが、それによると、「土地収用に抵抗し、自分の土地の権利を主張しようとする農民は、警察と政府職員による報復と、平和的集会と不法侵入の法律に基づく訴追に直面した。」

6.2.4 レパダウン銅山とサベータウン・チージンダウン（Sabetaung and Kyisintaun, S&K）銅山から成るモンユワ（Monywa）プロジェクトとモー・ヂョー（Moe Gyo）硫酸工場に関して、アムネスティ・インターナショナルは、強制立ち退き、進行中の環境管理の失敗といった重大な人権侵害の懸念以外にも、平和的抗議に対する弾圧事件があったと2017年2月に報告した。

6.2.5 この報告には、特に次のように記されている。

「モンユワプロジェクトを取り巻くコミュニティの多くの人々は、相変わらず鉱山の管理方法に全く納得していない。土地を失ったことで彼らの農業による生計と将来は危機にさらされている。彼らは、環境と家族の健康に及んでいると信じる危害を恐れている。政府は、コミュニティと採鉱会社の意見の相違を解決すると約束している。しかし、モンユワプロジェクトに反対する村民と活動家は、逮捕といやがらせを受け続けている。ミャンマーのワンバオ（Wanbao）と当局は、刑事訴訟法第144条を援用し続けている。

この規定は、特定の指定地域への立ち入りを治安判事が制限することを認めている。アムネスティ・インターナショナル調査団（Research for Amnesty International）の2015年の報告書によると、当局はこの規定を援用して、2つの鉱山の周辺地域への立ち入りを阻止し、企業に抗議する村民を告発した。2016年、アムネスティ・インターナショナルは同様の法の悪用を見つけた。例えば、3人の村民が、S&K 鉱山の正門の外で抗議に参加した後で不法侵入の有罪宣告を受けた。」

6.2.6 HRW は2018年7月の報告書に、「ここ数年にわたって土地に関する抵抗が増えており、ミャンマー中の数百人の農民がその抵抗を企てたという理由で逮捕され、告発されている。[...] 農民を告発する事件は、不法侵入又は破壊行為として提訴されることが多い。」と記している。この報告書には、農民が土地の横取りに抵抗した廉で告発された、2017年の事件が数件引用された。

6.2.7 2018年5月、33人の農民が、ティラワ経済特区（Thilawa Special Economic Zone）のために収用された自分の土地への不法侵入の廉で有罪判決を受けた。この農民らは、2014年

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

7月に初めて告発され、20年以上前に収用された土地にもかかわらず、そこで農業を続けていた。

[目次へ戻る](#)

6.3 デモ

6.3.1 2018年、抵抗者は、引き続き集会法違反による逮捕に直面している。表現の自由の活動家組織アザーン（Athan）は、それまでの2年半を対象とする2018年10月の報告書で、データに従い、平和的集会及び平和的行進法に基づき39事件が起訴され、142人の活動家が告発されていると記している。この報告書には、2017年と2018年の間に集会法に基づき抗議が禁止された、又は何者かが逮捕、告発され、有罪宣告を受けた、数多くの事件が引用された。

6.3.2 国連特別報告者は、2018年3月の報告書に次のように記している。

「特別報告者は、2018年1月にラカイン（Rakhine）州ミャウウー（Mrauk U）におけるデモで、7人の民主運動家が警官に射殺されたことを知り、深い悲しみに包まれた。伝えられるところによれば、他の負傷した抵抗者らは病院で逮捕され、ベッドに手錠でつながれた。2人のラカイン男性、国会議員のエイ・マウン（Aye Maung）と民族主義作家のウェイ・ヒン・アウン（Wai Hin Aung）は、デモを組織した罪を問われ、死刑にもなり得る罪名の大逆罪で逮捕、告発された。デモのすぐ後、ミャウウーの前郡区行政官のボボ・ミン・テイク（Bobo Min Theik）は、シットウェー（Sittwe）向かうときに刺殺された...」

「2018年には、教育予算の増額を求める学生たちのデモが多くみられた。ミャンマーにおける学生活動の歴史を考えると、特別報告者はミャンマー中の多くの大学から56人の学生が追放されたという報告を受けるのを妨害された。同氏は、学生たちの復学と、すべての学生の表現の自由の権利が認められることを要求した。特別報告者は、11郡区で平和的集会に対する許可を拒絶するよう警察に指示するヤンゴン地域治安・国境大臣（Yangon Region Security and Border Affairs Minister）が発した指令によって、さらに煩わされた。それは、平和的集会及び平和的行進法に反する公衆の迷惑と心配、交通混乱を避けるためだと伝えられている。この広く適用される恣意的手段は、平和的集会の自由の権利に反する。特別報告者は依然として、当局がデモを中止させる広範な条件を追加し、曖昧に定義される新たな刑事犯罪を含むと報じられている平和的集会及び平和的行進法案を、さらに懸念している。」

6.3.3 国連調査団は、「抵抗者とデモの管理に暴力を過剰に使用して、平和的集会の権利を制限した事例を確認した」と報告した。フォーティファイ・ライツ（Fortify Rights）は、カチン州での衝突に関して平和的抵抗を組織した9人の人権擁護者が、2018年5月12日に逮捕されたと報じた。ロイターは、「治安を乱し」、「許可なく抗議活動を行った」廉で17人の活動家を告発するよう警察が求めていると報じた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

6.3.4 ミャウウーでの 2018 年 1 月の射殺を引用したうえで、国連調査団の報告は、次のように付け加えた。「内部的に追放され、カチン (Kachin) 州に閉じ込められた人物と連帯して、ミッチーナ (Myitkyina)、バゴ (Bago)、マンダレー (Mandalay) 及びヤンゴン (Yangon) を含むいくつかの都市で 2018 年の 4 月下旬と 5 月に平和的抵抗を行った個人が、平和的集会及び平和的行進法に基づき告発された。ヤンゴンでは、抵抗者らは殴打されもした。」人権擁護者及び結社・集会の自由も参照。

[目次へ戻る](#)

第 7 章更新：2019 年 1 月 22 日

7. 言論・報道の自由

7.1 法的権利

以下の法律は、ビルマで表現の自由を制限するために援用されている。

- 1861 年刑法 (Penal Code) ー第 124 条「大逆罪」、第 499-502 条「名誉棄損」、第 505 条(b)「公衆に恐怖又は警戒」を生じさせる、又はその可能性がある意図のある発言、第 503-510 条「侮辱、威嚇又は迷惑」
- 1923 年公職守秘法 (Official Secrets Act)
- 1908 年不法集会法 (Unlawful Associations Act) 第 17 条「大逆罪」及び「国家の誹謗」
- 2004 年電子取引法 (Electronic Transaction Law)
- 2012 年輸出入法 (Import-Export Law)
- 1934 年航空機法 (Aircraft Act)
- 2017 年市民のプライバシー・治安保護法 (Law Protecting the Privacy and Security of Citizens)
- 2014 年印刷・出版法 (Printing and Publishing Law)
- 2013 年電気通信法 (Telecommunications Act) 第 66 条(d)「電気通信網を使用した犯罪となる中傷」

7.1.2 国連特別報告者が 2015 年 3 月に報告したように、昨年 [2014 年]、印刷・出版事業法 (Printing and Publishing Enterprise Law) が報道 (非常権限) 法 (Press (Emergency Powers) Act) 及び印刷者・出版者登録法 (Printers and Publishers Registration Law) に取って代わった。新法は、すべての出版物を情報省 (Ministry of Information) に登録して、5 年間の免許の取得を義務付けている。以前定められていた 1 年の免許よりは改善されたが、新法では、登録付与に関する決定の政治問題化を防ぐ安全装置がない。

7.1.3 国連特別報告者は 2016 年 3 月の報告書で、「2014 年ニュースメディア法 (News Media Law)、2014 年印刷・出版会社法及び 2015 年テレビ・ラジオ放送に関する法律 (Law Concerning Television and Radio Broadcasting) の採択を含む、政府によるメディア関係法改正の努力」に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

ついて、「これらの法律の多くは以前の枠組みを改善するものだが、問題がある規定も含まれている。それに加え、以前の規定を撤廃せずにこれらの法律を制定したことによって、メディア法の枠組みが複雑になった。いやがらせや、制度法の運用に関する透明性の欠如や、ジャーナリストに対する身体的攻撃の懸念が、メディアの中に恐怖と自己検閲を生じさせ、ミャンマーでの独立した報道の機能を妨げる。」と述べた。

7.1.4 2014 年ニュースメディア法は、メディアの自由に進展をもたらし、法律に違反しても実刑判決にはならないが、国連特別報告者は、「この法律には表現の自由に対する曖昧な制限があり、メディア従事者は定義されていない『規則及び規制』に従って情報を調査、発表及び放送することを許可されるので、憲法、その他の法律を参照して付される他の『留保条件』によって、予期せぬ制限が行われる可能性がある。

7.1.5 「公務員の『忠誠』に影響を与えたり、『虚偽のニュースを拡散』したりするために行われることを含む、広範な種類の様々な意図で行われる『なにもかも』に対して」最長 7 年の禁錮刑を科していた 1950 年緊急規定法 (Emergency Provisions Act) は、2016 年 10 月 4 日に撤廃された。同法を廃止する法律の起案を手伝った国会の上院パネルの、アウン・チー・ニュン (Aung Kyi Nyunt) 委員長は、「この法律はこの国の民主化の現状に即していない」と言った。2016 年 3 月に新政府が政権に就いて以来、同法は執行されていない。しかし、同法の撤廃は遡及適用されないので、同法に基づき現在服役中の人々は再審理されなかった。

7.1.6 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、「[インターネット] を規制するために様々な法律が施行され、その多くがオンラインコンテンツの検閲を目的としていた。」と述べている。要するに、2013 年電気通信法は、「名誉棄損 (第 66 条(d)) を含め、幅広い言葉で表された範囲の電気通信網経由で行われる行為に対して最長 3 年の禁錮刑を科し、公益又は国家治安のためであれば、政府機関が電気通信サービスに立ち入り、検査したり、文書提出を電気通信サービスに要求したりする無制限の権限を認め (第 76 条)、非常時に電気通信サービスを停止又は統制する広範な権限を情報通信技術省 (Ministry of Information and Communications Technology) に認めている (第 77 条)。」

7.1.7 2018 年 3 月の国連特別報告者と 2018 年 9 月の国連人権高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, OHCHR) による報告は、ジャーナリストに対する 1908 年不法結社法第 17 条(1)の援用が、特に紛争地域での報道の抑制において増加していると述べている。

目次へ戻る

7.2 自由な言論の弾圧

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

7.2.1 2018 年 3 月、国連特別報告者は、ミャンマーの人権の状況について次のように述べた。

「特別報告者は、人権の侵害や濫用について意見を述べたことで、当局に狙われる人の数が増えていることに気づいており、抑圧的規定を有する法律に基づき訴追されていることを心配している。そのような規定には、植民地時代の遺産に属するものもあるが、近年の民主化移行期間中に施行されたものもある。電気通信法第 66 条(d)は 2017 年 8 月に改正されたが、まさにその刑事犯罪としての中傷の存在に問題があるし、オンラインコンテンツの恣意的ブロックやフィルタリング、インターネットアクセスの恣意的中断のための規定を含む表現の自由に影響しうるその他の規定が残っている。電気通信法が施行されて以来、同法に基づき 100 件を超す提訴が行われてきた。提訴の大部分は NLD 政権の下で行われたものであり、判決は 100 パーセント有罪となっている。特別報告者は、特にソーシャルメディアにおける上層部のヘイトスピーチや敵対行為、差別、暴力への扇動と、これが微妙で評判が悪い見解の主張に対してどのような抑止的影響を与えるかを、引き続き懸念している。」

7.2.2 2018 年 9 月に発行された国連調査団の報告書には、「問題がある法律は、市民社会活動家、ジャーナリスト、弁護士及び人権擁護者を威嚇して黙らせようと、逮捕、訴追し、有罪判決を宣告するためにしばしば援用される。」と記されている。表現の自由の活動家組織であるアザーンは、NLD 政権下の 2016 年 4 月 1 日から 2018 年 9 月 30 日の間の表現の自由の侵害を書面で裏付け、NLD が率いる政権の最初 2 年の間にミャンマーにおける表現の自由は当初の改善の期待に反して悪化している」と判定した。

7.2.3 2018 年 5 月 2 日、表現の自由を擁護する NGO 国際ペンクラブ (PEN International) のミャンマー支部、ミャンマー・ペンクラブ (PEN Myanmar) は、2017 年以来、ビルマにおいて、表現の自由の著しい悪化について述べ、ミャンマーの 2018 年表現の自由採点表に、満点 60 点中 2 点を付けた。これは、前年より 6 点下がっている。

7.2.4 表現、結社及び平和的集会の自由を制限する法律を参照して、国連調査団の報告書は次のように記している。

「批判の声を封じるためにこれらの法律を援用することが、調査期間の間ずっと常態化し、増加し続けた。政府や治安部隊を批判する者や、人権侵害にさらされたり、それに対して意見を述べたりする者は、特に攻撃されやすい。狙われる人物には、土地の押収、大規模開発プロジェクト、環境悪化、憲法改正に関して、また国中の軍や公安の活動に対して、建前上の態度を取ってきた者が含まれる。このような法律の援用は、ミャンマーにおける民主的空間を抑制してきた。」

政治的表現の自由も参照。

目次へ戻る

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

7.3 人権擁護者

7.3.1 アムネスティ・インターナショナルは、国連人権理事会に対する 2017 年 2 月の声明書で、次のように述べた。

「人権擁護者、弁護士、ジャーナリストに対する威嚇、いやがらせ、監視が、引き続き報告されている。1 月に起きた著名な弁護士であるコー・ニー（Ko Ni）の暗殺は、人権コミュニティに衝撃を与え、人権と寛容さを唱える人々が直面するリスクを改めて思い起させる出来事になった。国連特別報告者も最近の声明で、人権侵害に反対を唱える人々への報復に対する懸念を強調した。」

7.3.2 2017 年 1 月末、ミャンマーにおける人権の状況に関する国連特別報告者のイ・ヤンヒ（Yanghee Lee）は、「著名なイスラムの弁護士で憲法の専門家であり、国民民主連盟（NLD）の法律顧問でもあったコー・ニーの残虐な殺害を強く非難した。『これは、他者の権利のために意見を述べる人々に対する報復の衝撃的な例のひとつと思われる』と、デリケートな問題に取り組んでいる人権擁護者、弁護士、ジャーナリストなどが直面するリスクが増大していることに対する懸念を強調した、最近の訪問終了時の声明を思い起こして述べた。」国連特別報告者は 2018 年 3 月の報告で、コー・ニー殺害の被告人に対する裁判は 1 年続いており、容疑の首謀者は依然として逃走中だと述べた。この状況は、2019 年 1 月 11 日時点でも変わっていない。

7.3.3 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2017 年 1 月に次のように報告した。

「ビルマの植民地時代の刑法も、平和的表現の訴迫に援用され続けている。当局は、活動家カイン・ミョー・トゥン（Khine Myo Htun）を、ラカイン州において戦争犯罪で軍を非難したという疑いで、『扇動』と民衆を『不安にさせ』かねない発言の廉で告発した。カイン・ミョー・トゥンは、7 月に逮捕されて以来、保釈を拒否され、それぞれの容疑で最長 2 年の禁錮の可能性がある。経験豊富な活動家のティン・チョーは、軍を批判する発言によって、『タムマドゥ [軍] のメンバーの職務執行を妨げるおそれがある』発言を行った廉で告発された。」

7.3.4 カイン・ミョー・トゥンは 19 か月の刑期を務め上げ、2018 年 2 月に釈放された。

7.3.5 フリーダム・ハウスの 2017 年 6 月 1 日から 2018 年 5 月 31 日の期間を対象とする報告書『インターネット上の自由 2018』は、次のように記して人権擁護者が直面している威嚇と暴力について報告した。

「人権擁護者はみんな、主張のための主な手段としてインターネットを使用するが、彼らに対する脅迫の規模と量は問題の『デリケートさ』によって異なる。ロヒンギャを支持する平和活動家は、ネットワーク上の直接的・間接的メッセージとコメントによる、最も深刻かつ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

継続的な脅迫のいくつかを報告している。」

「ミャンマーでは、注目度が高い女性と女性の権利擁護者が、定期的な性別に基づく脅迫と暴力の恐怖を報告している。よく行われるいやがらせの手法には、ネットワーク上のストーカー行為、フィッシング、ハッキング、そして女性の信頼性や清廉さ、性格に疑いを抱かせようとする試みが含まれる。多くは、改ざんされた性的又は親密な画像などの意図的な虚偽情報をばらまくことで威圧、脅迫され、その後にブラックメールや強要が続くこともある。」

目次へ戻る

7.4 ジャーナリスト・記者・メディア従事者

7.4.1 国境なき記者団 (Reporters Without Borders, RWB) は、2018 年の世界報道自由度ランキング (Press Freedom Index) で、ミャンマーのスコアを 43.15 (スコアの幅は 0 から 100 で、0 ならば完全な自由、100 ならば表現の自由なし) とし、180 か国中 137 位 (2017 年より 6 位後退) にランク付けた。2018 年まで、ビルマのランクは 2013 年から徐々に上がっていた。この情報源によると、「2017 年に 20 人のジャーナリストが訴追され、その多くがネット上の名誉棄損を有罪とする電気通信法第 66 条(d)に基づくものだった。当局、特に軍を狼狽させる記事については、自己検閲が原則である。」

7.4.2 国連調査団は、2017 年 12 月に逮捕、拘留されたロイターのジャーナリスト、ワ・ロン (Wa Lone) とチョー・ソウ・ウー (Kyaw Soe Oo) の事件を報告した。その報告によると、彼らの逮捕は、「表向きは公職守秘法違反の容疑だったが、実際にはミャンマーの治安部隊が犯した重大な人権侵害についての記事の発表を妨げるか、その発表によって彼らを罰しようとするものだった。2018 年 7 月、彼らは禁錮 14 年を最高刑とする同法に基づく罪状で告訴された。2018 年 9 月 3 日、彼らは有罪となり、禁錮 7 年を宣告された。」ジャーナリストたちは控訴したが、2019 年 1 月 11 日に高等裁判所 (High Court) は彼らの有罪判決を認容した。

7.4.3 国連事務総長は、国連特別報告者が 2016 年 6 月 20 日から 2016 年 7 月 1 日までビルマを訪問した後、2016 年 8 月の報告で次のように述べている。

「特定の言葉や用語の使用に関連した問題は、依然としてデリケートだ。『ロヒンギャ』という言葉が入ったカレンダーを発行したことで、5 人が 2014 年印刷・出版事業法第 8 条 (法の支配と大衆の平穏を害する行為) に基づき有罪宣告を受け、100 万チャットの罰金を科された。その後 2016 年 6 月に、同じ罪で刑法第 505 条(b)に基づき 4 人が有罪宣告を受け、禁錮 1 年を言い渡された。」

7.4.4 国連特別報告者は、「ジャーナリストとメディア従事者は、国際人権法と相いれない制定法に基づく法的措置に直面し続けている。また、オンラインでの表現の自由についての個

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

人の権利に対する政府と軍の干渉の報告も増加している。」という報告を懸念していた。同様の趣旨で、特別報告者は 2018 年 3 月に、2017 年に起こった 12 人のジャーナリストの逮捕は、ミャンマーにいるジャーナリストとメディア関係者の間に恐怖と沈黙、自己検閲を生じる原因となったと述べている。

7.4.5 フリーダム・ハウスの『インターネット上の自由 2018』は、次のように記している。「オンラインのジャーナリスト、人権擁護者、政治活動家は、報告対象期間中に起こった少なくとも 1 件の殺人未遂と、他のジャーナリストの国外逃亡を引き合いに出し、威嚇と暴力の脅威を報告し続けている。2018 年 5 月に発表された意見調査結果で、ジャーナリストのほとんどが、前年の間に暴力が増えたと思うと報告した。暴力と暴力の脅威は、特に紛争地域で報告を行い、ロヒンギャ危機を含むデリケートな政治的問題についてオンラインで伝えているジャーナリストと活動家にはよくあることだった。」

7.4.6 フリー・エクスプレッション・ミャンマー (Free Expression Myanmar, FEM) と他の利益団体の連合が 2017 年 12 月から 2018 年 4 月の間に行った、プロとして働くジャーナリストのアンケート結果によると、メディアの自由は悪化しており、政府と軍がその悪化の主な原因であることがわかった。ジャーナリストらは、自身に対する法的、物理的、心理的な暴力が増加しているが、政府も裁判所もこの問題に取り組んでいないと思っていた。紛争地域での報道の自由は、特に低レベルだった。

7.4.7 ビルマのイレブン・メディア・グループ (Eleven Media Group) からの 3 人ジャーナリストが、2018 年 10 月 10 日、政府の支出を批判した後に逮捕された。彼らは 2 週間後に保釈され、刑法第 505 条(b)に基づき行われていた告発が 2018 年 11 月 9 日に取り下げられた。ラジオ・フリー・アジア (Radio Free Asia) によると、「当局は、ミャンマー報道委員会 (Myanmar Press Council, MPC) との交渉によって問題を処理しようとするだろう。」ヤンゴンの地域政府の首長は、ジャーナリストが謝罪しなければ訴訟事件を続行すると言った。

政治的表現の自由も参照。

目次へ戻る

7.5 公正な裁判

7.5.1 紛争後の過渡期の社会における法の支配を推進する非政府組織、ジャスティス・ベース (Justice Base) は、2013 年 6 月 12 日から 2014 年 4 月 30 日と 2015 年 1 月 11 日から 2016 年 12 月 28 日にラングーン地域の郡区及び地方裁判所を観察した後で、公正な裁判権全般へのビルマの適合性を分析した。その報告は、無能な弁護士、訴訟書類の閲覧も法律顧問と内密に話すこともできないこと、公判の延期、審理中の裁判官・事務官不在、有罪を認めるよう裁判官からかけられる圧力、そして保釈の確保や書類の閲覧、延期の請求、減刑のため

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

の「非公式な料金」の支払いを含め、司法手続き上の数多くの問題を挙げた。米国国務省の2017年人権報告書は、「政府が裁判所を政治的目的のために操ることができる法規定があり、特に表現の自由に関して、その規定が正当な法手続きと公正な裁判の権利を市民から奪うために援用されることがある。」と記している。2018年9月のOHCHRによる報告書は、ビルマにおける報道の自由を調査し、独立したジャーナリストの公正な裁判を受ける権利や表現の自由の権利を、司法組織が維持できていないことを確認した。同報告書は、法廷での審理の延期、引き延ばしや、被告が公判手続きの前に弁護士を利用できないことを含む、公正な裁判を受ける権利が侵害された事件を挙げている。

目次へ戻る

7.6 インターネット上の自由

7.6.1 『インターネット上の自由 2018』は、インターネット利用者の自由に関して次のように述べている。

「憲法は、『[ミャンマー]連邦の安全保障のために規定された法律、法律及び命令の流布、コミュニティの平和及び平穏、又は公の秩序及び倫理に反しない』ことを条件として、市民が『自らの信念及び意見を表現及び発表』し、『自由に文学、文化、芸術、習慣及び伝統を作り上げる、』特定の、しかし高度に限定された保証を規定している。憲法第357条は、私的通信の保護を定めている。憲法には、インターネット、監視、又は情報へのアクセスに直接関係する規定はないが、第96条と別表1(8.m)でインターネットを規制する法律を制定する権限が国会にあることを定めている。いくつかの法律が、ネットワーク上の活動を明示的に罪とし、インターネット利用者を投獄するために利用されてきた。」

7.6.2 『インターネット上の自由 2018』は、報告対象期間（2017年6月から2018年5月）の間にインターネットへのアクセスは改善されたが、インターネット上の自由は後退したと記している。それに加えて、匿名でのインターネット利用に対する制限はほとんどないが、政府は2017年にSIMカードの登録を義務付けたと述べている。

7.6.3 国連特別報告者は2016年3月の報告で、「個人のオンラインの表現の自由に対する政府と軍による侵害の報告が増えている」とし、「報告によると、特別部門（Special Branch）の情報提供者は、Facebook アカountのハッキングと言われる行為と電子メール通信の傍受を含む、オンラインでの監視に従事している。電気通信法第76条及び第77条に基づき、政府は国の防衛及び安全保障に関する事項のために電気通信サービスに立入検査し、緊急事態においてデータを傍受する、広範な権限を有している。」

7.6.4 ヒューマン・ライツ・ウォッチとフリーダム・ハウスの報告『インターネット上の自由』は、2015年から2016年にかけて発生した、電気通信法第66条(d)違反の名誉棄損によ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

る数多くの逮捕と訴追を挙げている。

7.6.5 ヒューマン・ライツ・ウォッチは、2017 年 1 月、「過去 1 年間、ビルマ当局は 2013 年電気通信法第 66 条(d)を特に積極的に援用してきた。この法律は、インターネット上の名誉棄損を最長で禁錮 3 年の犯罪とするものだ。この法律に基づき告発されたものには保釈を受ける権利がなく、多くの者が裁判が決着するまでの数か月間拘留される。」と報告した。「詩でテイン・セイン前大統領を誹謗した容疑で懲役 6 か月の刑に服したマウン・サウンカ (Maung Saungkha) が率いる市民社会グループによると、新政権発足後の最初の 8 か月間に、曖昧に規定された電気通信法第 66 条(d)に基づき少なくとも 40 件の提訴が行われた。これに対し、同法の施行から 2016 年 4 月初めに新政権が誕生するまでの 2 年以上の間には、7 件だった。最近の数か月に同法に基づき有罪宣告を受けた人々は、比較的長期の禁錮刑を言い渡されている。」

7.6.6 アムネスティ・インターナショナルは、2017 年 2 月の国連人権理事会への声明書の中で、「曖昧な言葉で書かれた 2013 年電気通信法に基づく『オンラインでの名誉棄損』によって捜査された人々の数が急増し、当局を批判する Facebook への投稿を理由に、個人が逮捕、告発されている。抑圧的な法律を撤廃、改正する初期の努力は失速しているように見え、法改革のプロセスには透明性と協議の欠如によって瑕がついた。

7.6.7 『インターネット上の自由 2018』の報告は、次のように述べている。

「2013 年と 2017 年 12 月の間に、100 件を超す訴訟が電気通信法第 66 条(d)に基づき起こされ、そのほとんどが NLD 政権下で起こっている。この訴訟の原告の大多数は、公務員、政党職員、武官を含む国家関係者であるのに対し、被告の大多数は活動家、オンラインのジャーナリスト、その他の市民社会代表者だ。2017 年 12 月までにこれらの訴訟の 20 パーセントが決定され、そのすべてが禁錮 6 か月の有罪判決だった。」

7.6.8 ヒューマン・ライツ・ウォッチの、2018 年を対象とする『世界人権年鑑 2019』は、「2018 年は、特に 2013 年電気通信法第 66 条(d)に基づく名誉棄損の罪による訴追が増加しており、その告訴人のほとんどは国、軍又は政党の職員であり、被告の 60 パーセントはジャーナリスト、活動家、その他の公共の利益に関する問題に取り組んでいる人々である。無罪判決になることは、ほとんどない。」

政治的表現の自由、及び言論・報道の自由も参照。

目次へ戻る

第 8 章更新：2019 年 1 月 22 日

8. 移動の自由

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

8.1 法的権利と制限

8.1.1 ビルマ居住者は、居住する小区や村の行政官に氏名と住所を登録することを、法的に義務付けられている。2012 年、小区・村域管理法（Ward or Village Tract Administration Law）が 1907 年の村法（Village Act）及び町法（Towns Act）に取って代わった。1907 年法と同様に、新しい法律は、（小区又は村の外からの）家庭への宿泊客を小区又は村の地域行政官に登録することをビルマ居住者に義務付けている。1907 年法と異なるのは、新しい法律は訪問客の登録に従わなかった場合の罰則を定めていないことだが、NGO のフォーティファイ・ライツによると、実際には居住者は 500 チャットから 2 万チャット（0.50 米ドルから 20 米ドル）の罰金が科され、拘留もされている。フォーティファイ・ライツの 2015 年 3 月の報告書は、「小区・村域管理法第 13 条(n)は、曖昧で広範囲に及ぶ裁量権を小区・村域の行政官に付与し、... [そして] その小区及び村域の物理的な場所に対するほぼ無制限の職権を行政官に与えている。」と述べている。

8.1.2 2015 年 3 月に発行されたフォーティファイ・ライツの報告書は、同法の適用及び執行が地域によってどれほど異なり、土地建物を調査する広範な権限をどのように行政官に与えているかを詳述している。報告書には、次のように述べられている。「政府当局が概して抗議活動や市民不安が起こりそうだと普段より神経をとがらせる祝日やイベントのときに、広範囲に及ぶ戸別調査が行われる傾向がある。」調査団は、行政官と警察官を含む 10 人以上で構成されることが多く、一般には真夜中に行われるが、その頻度は「少なくとも月 1 回」から調査が行われない期間が 2 年に及ぶ場合まで幅があり、調査が完全に中止されていると伝えられているケースもある。

8.1.3 オンラインのニュース・ウェブサイト、エーヤワディー（Irrawaddy）は、2016 年 5 月 27 日に、小区・村域管理法の条項を修正及び廃止する法案が 5 月に国会に提出されたと報じている。NLD の議員が、新しい法案は民主的規範に沿ったものであり、市民の移動の自由を守るものだ論じたのに対し、軍の立法者は、この法案が承認されたら国の治安が危険にさらされると主張した。

8.1.4 2016 年 6 月、国会の上院は、宿泊客の登録義務を削除する、2012 年小区・村域管理法の改正を承認した。2016 年 9 月、下院が同法の改正を可決し、当局への宿泊客報告を市民に義務付ける規定を廃止した。

8.1.5 ロヒンギャの移動の自由については、『ビルマに関する国別政策及び情報メモ：ロヒンギャ』を参照。

目次へ戻る

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

第9章更新：2019年1月22日

9. ビルマ出入国

9.1 出入国地点

9.1.1 ラングーン（ヤンゴン）に拠点を置く法律事務所 DFDL の弁護士は、国別政策・情報チーム（Country Policy and Information Team, CPIT）との2017年1月17日付けの書簡で、「ミャンマー市民は、ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港及びネピドー国際空港、タチレク（Tachilek）、ミャワディ（Myawaddy）、ティーキー（Htee Kee）及びコータウン（Kawthoung）などの出入国地点を経由して、ミャンマーを出国することができる。」と述べている。

目次へ戻る

9.2 入国手続き

9.2.1 DFAT は2017年1月の『ビルマに関する国別情報報告書（Country Information Report for Burma）』に、帰国者の扱いについて次のように書き留めている。

「ミャンマーのパスポート保有者のチェックインと入国手続きは、機能的には国際慣行と同様である。空港スタッフが予約の詳細を確認し、パスポートの名前を予約の名前と照合する。税関と入国管理の職員が、手荷物を調べ、パスポートの写真が書類を持参した者と一致していることをざっと確認する。入国管理職員は、パスポート書類を入念に調べる。警察と入国管理の身元確認システムは統合されていない。入国カードには、入国者に関する標準的な情報が記録される。入国するミャンマー国民はそのフォームに父親の名前を記入しなければならない、出国するミャンマー国民は父親の名前と自分の住所、身分証明書番号を記載しなければならない。」

目次へ戻る

9.3 出国ビザ

9.3.1 ヤンゴンに拠点を置く法律事務所 DFDL の弁護士は、2017年1月の CPIT との書簡で、次のように述べている。

「ミャンマーを出国するために出国ビザは必要とされない。」

「ミャンマー・パスポート法（Myanmar Passport Act）及びミャンマー入国管理法（Myanmar Immigration Act）はいずれも、ミャンマー出国のためのビザに関する法規定を明示的に定めていない。これらの法律は、主としてミャンマー入国のための入国許可及びパスポートビザに関係するものである。」

「以前の政府の旧政策の下では、ミャンマー市民が合法的にミャンマーから出るためには、有効なパスポートと『D フォーム』として知られる有効な出国書類が必要とされていた。しかし、この有効な D フォームの所持という要件は、3年前に撤廃された。」

「ミャンマー市民は、内務省内のミャンマー・パスポート発給委員会（Myanmar Passport Issuing Board）によって発給された有効なパスポートがあれば合法的に出国することができ、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

入国予定国への入国のために管轄の大使館によって発給された有効なビザの所持が条件になることがある。」

目次へ戻る

9.4 ビルマへの入国

9.4.1 ニー・ニー・ルイン (Nyi Nyi Lwin) としても知られるガンビラ (Gambira) は、2016 年 1 月 19 日、タイとビルマの国境を違法に通過した容疑で逮捕された。2017 年 11 月、ガンビラは、その年の 8 月と 9 月に大規模な反政府抗議活動を主導した廉で逮捕された。同氏は 68 年の 刑を宣告されたが、2012 年 1 月 13 日に大統領恩赦で釈放された。2016 年 4 月 26 日、裁判所はガンビラに対し、ビルマ入国管理法第 13.1 条違反を理由に禁錮 6 か月を宣告した。

9.4.2 DFAT は 2017 年 1 月の『国別情報報告書』で、次のように報告した。

「元政治犯と追放された活動家は、一般には今では安全にミャンマーに帰国できる。DFAT は、この報告書の作成にあたり、軍事政権の時代に投獄されたりミャンマーから追放されたりした多くの政治活動家や人権活動家と話をした。こうした人々は、近年は自由にミャンマーに帰国することができ、政治活動を活発に続けてきた。積極的かつ公然と軍を批判していることが知られている人々には、LGBTI や民主活動家といった他の政治活動家よりも厳しい審査が行われる可能性がある。」(政党関係を参照)

9.4.3 DFDL の弁護士は、次のように述べている。

「ミャンマー入国管理法及びミャンマー・パスポート法の規定の下では、ミャンマー市民がパスポートなしでミャンマーに入国するのは犯罪である。この犯罪には、禁錮若しくは罰金、又はその両方の刑を科すことができる。」

「ミャンマー・パスポート規則 (Myanmar Passport Rules) は、『本規則の以下に定める規定に従い、ミャンマー連邦の外部のいかなる場所から来るいかなる者も、パスポートを所持していない限り、海路又は陸路でビルマ連邦に入国してはならない』と規定している。」

「有効なパスポート又は所管官庁が発行した証明書を所持せずにミャンマーに入国する者は、ミャンマー入国管理法第 10 条に基づき逮捕されるだろう。同規定は、次のように定めている。

『入国管理官又は警察官は、あらゆる場所又は輸送機関に入り、この法律の何らかの規定に違反している、違反した又は違反しようとしていると合理的に疑われる者を、令状なしで逮捕することができる。』

「さらに、有効なパスポート又は所管官庁が発行した証明書を所持せずにミャンマーに入国する者は、ミャンマー入国管理法第 13 条に基づき禁錮若しくは罰金、又はその両方の刑を科されるだろう。同規定は、次のように定めている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

『この法律若しくは同法に基づき定められた規則又は許可証若しくはビザに記載された何らかの条件に反して、ミャンマー連邦に入国する若しくは入国しようとする者又は合法的に入国した後にミャンマー連邦に留まる若しくは留まろうとする者は、6 か月以上 5 年以下の禁錮若しくは 1500 チャット以上の罰金又はその両方を科されるものとする。』

「よって、ミャンマー入国管理法は、有効なミャンマー連邦のパスポート又は所管官庁が発行したパスポートに代わる証明書を所持せずにミャンマー市民がミャンマーに入国することを明示的に禁じている。この証明書は、有効な又は期限切れのパスポートがない者に、管轄のミャンマー大使館が発行する身分証明書である。」

「ミャンマー・パスポート法に基づき、連邦大統領は、ミャンマー連邦に入国する者がパスポートを所持すべきこと、及びその目的に付随するあらゆる事項を求める規則を制定できる。この権限に基づき、連邦大統領はパスポートを所持しない者のミャンマー連邦への入国を禁じることができる。」

9.4.4 同弁護士は、「上記に照らし、パスポート又は所管官庁が発行した証明書なしでミャンマーに帰国させられるミャンマー国民は、ミャンマー入国管理法又はミャンマー・パスポート法に基づき投獄される可能性がある。」と結論づけている。

9.4.5 DFAT は、「ミャンマーを不法に出国した帰国者は、法律上は違法に国境を越えたという理由で 5 年以下の禁錮を科される可能性がある。DFAT の理解するところでは、近年、この規定は執行されていない。」と述べている（出国ビザを参照）。

目次へ戻る

9.5 ブラックリスト

9.5.1 DFDL の弁護士は、「ミャンマーの前軍事政権は、政治的反体制派又は政権への脅威とみなされる人物のブラックリストを作成していた。ブラックリストに掲載された人々は、国外へ旅行するためのパスポートの取得を禁止され、国外にいる者は帰国が困難だった。」と述べている。

9.5.2 2016 年 8 月 3 日、ラジオ・フリー・アジアは、政治的脅威とみなされた人々のビルマ入出国を制限する同国の『ブラックリスト』から、ミャンマー市民 248 人と外国人 371 人からなる 619 人の名前が削除されたと報じた。そして、「旧政権下で国外追放され、ブラックリストに掲載されている人々がミャンマーに帰国できる」ようになると外務省が 5 月に発表したと付け加えた。

9.5.3 国連特別報告者は 2016 年 8 月 29 日付けの報告書で、「何人かの市民社会活動家が、現在、ミャンマーへの入国に際してビザの制限に直面したり、再度、『ブラックリスト』に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

掲載されたりしている」と聞き、心配していた。

9.5.4 DFDL の弁護士は、次のように述べている。

「2012 年 8 月、テイン・セイン前ミャンマー大統領は、従来、ミャンマーの前軍事独裁政権によって平和と安定への脅威とみなされていた約 2,000 人の外国人及びミャンマー国民の名前を、ブラックリストから削除した。」

「2016 年 7 月、新しいミャンマー政府は、さらにミャンマー国民 248 人及び外国人 371 人の名前をブラックリストから削除した。労働・人国管理・人口省（Ministry of Labour, Immigration and the Population）連邦大臣の指示に従い、そのリストが内務省や外務省など他の関係省庁に引き渡された。同大臣はまた、『国の価値に役立つ』人々の名前を引き続き削除すると断言した。連邦大臣は、ブラックリストから政治的活動家を削除することを優先事項として強調した。」

「現時点で、まだミャンマー国民 185 人と外国人 3,566 人がブラックリストに残っているが、新政府はこの人数をさらに減少させる意向だ。」

「要約すると、英国で政治的に活動している人物でミャンマーのパスポート又は正式に発給されたビザと共に外国のパスポートを所持する者は、ミャンマー帰国時に、入国管理法違反の点ではリスクにさらされない。」

9.5.5 国連特別報告者は、（2017 年 7 月のビルマ訪問後の）2017 年 9 月の報告書で、ビルマ国民 178 人と外国人 3,893 人が、まだブラックリストに残っていると述べている。加えて、特別報告者は、「ブラックリストに掲載されている人物はリストからの削除を要求できるという情報を受け取り、注目しているが、その適用が引き続き透明性を欠くことを懸念している。」と述べている。

9.5.6 CPIT が調べた情報源（参考文献を参照）からは、英国で政治的活動を活発に行っている、及び／又は『ブラックリスト』に掲載されている人物が、その活動を理由にビルマへの帰国後に拘留される恐れがあるかを確認する情報は見いだせなかった。

目次へ戻る

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

付属文書 A

不法出国に関する DFDL からの助言、2017 年 1 月 17 日

2017 年 1 月 17 日

英国内務省

[編集済み]

国家政策及び情報チーム

移民及び国境政策局

[編集済み]

電子メール：[編集済み]

件名：政治活動家についての助言レター

[編集済み] 様

ミャンマーの政治活動家並びに彼らのミャンマーからの不法出国及び帰国した場合の法的結果に関し、当事務所に法的援助を求める 2016 年 11 月 28 日付け電子メールをありがとうございます。下記の通り助言いたします。追加説明を必要とされる場合は、喜んで対応いたします。

1. 背景

DFDL は、以下の質問に関する情報提供を依頼された。

1. ビルマ（ミャンマー）から出国するには、依然として出国ビザが必要か？
2. パスポートなしでビルマに帰国したビルマ国民は、投獄されるか？
3. 英国で政治的活動（例えば、ビルマ政府の批判）を行う者は、ビルマへの帰国時にリスクにさらされるか？

2. 参照する法律

1. 1920 年ミャンマー・パスポート法
2. 1948 年ミャンマー・パスポート規則
3. 1947 年ミャンマー入国管理（緊急規定）法

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

3. 法的助言

3.1 ビルマ（ミャンマー）から出国するには、依然として出国ビザが必要か？

ミャンマーを出国するために出国ビザは必要とされない。

ミャンマー・パスポート法及びミャンマー入国管理法はいずれも、ミャンマー出国のためのビザに関する法規定を明示的に定めていない。これらの法律は、主としてミャンマー入国のための入国許可及びパスポートビザに関係するものである。

以前の政府の旧政策の下では、ミャンマー市民が合法的にミャンマーから出るためには、有効なパスポートと『D フォーム』として知られる有効な出国書類が必要とされていた。しかし、この有効な D フォームの所持という要件は、3 年前に撤廃された。

ミャンマー市民は、内務省内のミャンマー・パスポート発給委員会によって発給された有効なパスポートがあれば合法的に出国することができ、入国予定国への入国のために管轄の大使館によって発給された有効なビザの所持が条件になることがある。ミャンマー市民は、ヤンゴン国際空港、マンダレー国際空港及びネピドー国際空港、タチレク、ミャワディ、ティークー及びコートウンなどの出入国地点を経由して、ミャンマーを出国することができる。

3.2 パスポートなしでビルマに帰国したビルマ国民は、投獄されるか？

ミャンマー入国管理法及びミャンマー・パスポート法の規定の下では、ミャンマー市民がパスポートなしでミャンマーに入国するのは犯罪である。この犯罪には、禁錮若しくは罰金、又はその両方の刑を科すことができる。

ミャンマー・パスポート規則は、「本規則の以下に定める規定に従い、ミャンマー連邦の外部のいかなる場所から来るいかなる者も、パスポートを所持していない限り、海路又は陸路でビルマ連邦に入国してはならない」と規定している。

有効なパスポート又は所管官庁が発行した証明書を所持せずにミャンマーに入国する者は、ミャンマー入国管理法第 10 条に基づき逮捕されるだろう。同規定は、次のように定めている。

「入国管理官又は警察官は、あらゆる場所又は輸送機関に入り、この法律の何らかの規定に違反している、違反した又は違反しようとしていると合理的に疑われる者を、令状なしで逮捕することができる。」

さらに、有効なパスポート又は所管官庁が発行した証明書を所持せずにミャンマーに入国する者は、ミャンマー入国管理法第 13 条に基づき禁錮若しくは罰金、又はその両方の刑を科されるだろう。同規定は、次のように定めている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

「この法律若しくは同法に基づき定められた規則又は許可証若しくはビザに記載された何らかの条件に反して、ミャンマー連邦に入国する若しくは入国しようとする者又は合法的に入国した後にミャンマー連邦に留まる若しくは留まろうとする者は、6 か月以上 5 年以下の禁錮若しくは 1500 チャット以上の罰金又はその両方を科されるものとする。」

よって、ミャンマー入国管理法は、有効なミャンマー連邦のパスポート又は所管官庁が発行したパスポートに代わる証明書を所持せずにミャンマー市民がミャンマーに入国することを明示的に禁じている。この証明書は、有効な又は期限切れのパスポートがない者に、管轄のミャンマー大使館が発行する身分証明書である。

ミャンマー・パスポート法に基づき、連邦大統領は、ミャンマー連邦に入国する者がパスポートを所持すべきこと、及びその目的に付随するあらゆる事項を求める規則を制定できる。この権限に基づき、連邦大統領はパスポートを所持しない者のミャンマー連邦への入国を禁じることができる。

上記に照らし、パスポート又は所管官庁が発行した証明書なしでミャンマーに帰国させられるミャンマー国民は、ミャンマー入国管理法又はミャンマー・パスポート法に基づき投獄される可能性がある。

3.3 英国で政治的活動（例えば、ビルマ政府の批判）を行う者は、ビルマへの帰国時にリスクにさらされるか？

ミャンマー・パスポート法第 3 条に基づき、連邦大統領は以下の規則を制定する権限を有する。

- (a)パスポートを所持しない者のミャンマー連邦への入国を禁じる。
- (b)この法律に基づきパスポートを発給する当局の、義務及び責任を定める。
- (c)ある人物又はある属性の人物に対し、この法律の規定の適用を一部又は全部免除する。

ミャンマーの前軍事政権は、政治的反体制派又は政権への脅威とみなされる人物のブラックリストを作成していた。ブラックリストに掲載された人々は、国外へ旅行するためのパスポートの取得を禁止され、国外にいる者は帰国が困難だった。

2012 年 8 月、テイン・セイン前ミャンマー大統領は、従来、ミャンマーの前軍事独裁政権によって平和と安定への脅威とみなされていた約 2,000 人の外国人及びミャンマー国民の名前を、ブラックリストから削除した。

2016 年 7 月、新しいミャンマー政府は、さらにミャンマー国民 248 人と外国人 371 人の名前をブラックリストから削除した。労働・人権管理・人口省連邦大臣の指示に従い、そのリストが内務省や外務省など他の関係省庁に引き渡された。同大臣はまた、「国の価値に役立つ」人々の名前を引き続き削除すると断言した。連邦大臣は、ブラックリストから政治的活動家を削除することを優先事項として強調した。

現時点で、まだミャンマー国民 185 人と外国人 3,566 人がブラックリストに残っているが、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

新政府はこの人数をさらに減少させる意向だ。

要約すると、英国で政治的に活動している人物でミャンマーのパスポート又は正式に発給されたビザと共に外国のパスポートを所持する者は、ミャンマー帰国時に、入国管理法違反の点ではリスクにさらされない。

4.留保条件

我々の助言には、以下の留保条件が適用される。

(a)1947 年までの英国の植民地支配の下で制定、施行された「ビルマ法典」に基づく相当数の法律があり、その多くが今でもミャンマーにおいて有効だが、1947 年以降、異なる政治的色合いの政府に次々と変わったため、ミャンマーでの法制定への取り組みは一貫性を欠くものになった。ミャンマーの法令には、最近、(i)起草が不十分で、(ii)文書化されていない慣行、不透明な方法で法律として採択され、適用された政策、政府機関や当局の裁量的決定、現行法令の行使としても現行法令の規定に従っても付与されていない権限の行使によって、補完、その他の修正が行われたものがよくある。このような慣行、政策、決定及び権限の行使は、次のいずれかに該当するだろう。

i.公表又は発表されていない。

ii.裁判所により決定されたものでも、立法機関により制定されたものでもない。

iii.予告なく変更されることがある。

iv.適用に一貫性がない。

(b)当事務所は、ミャンマーの官報で公表された法令にのみ依拠している。官報が現在有効な法令を完全に記録しているという確信はない。よって、当事務所は、官報で公表されていない法令があることによって当事務所の法令見解が変更になったとしても、いかなる当事者に対しても責任を負わない。

(c)1948 年から 1987 年の間、及び 2011 年から 2012 年の間に制定された法律については、正式なミャンマー語版の非公式英訳に依拠せざるを得ないものがある。そのような英語版の法令に関して情報を作成し、伝える場合は、同一若しくは類似の概念を表す 2 つの言語間に特有の整合性について、また未知の背景事情によって別の解釈が可能になるものについて、当事務所は責任を負わない。

(d)ミャンマー政府の役人又は通知され、リストに掲載されたミャンマー国籍保有者との貿易、投資又はその他の財政的又は商業的取引を、依然として制限している国がある。本書記載の情報は、そのような制限についての解説又は助言とは解釈されず、またされるべきではない。

(e)本書で提供する情報は、ミャンマーの法律に限定され、同法律に基づくものであり、ミャンマー以外の管轄の法律に関する助言又は意見と解釈されるべきではない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

(f)この助言は法的助言に限定され、税務上の考慮を含むものではない。

5.信頼性

この助言は、

[編集済み]

- ・本書に記載された事項に限定され、他のいかなる事項にも拡張されず、また言外の含みにより拡張されると解釈されるものではない。
- ・関連する法律についての、意図された取引及び取決めに関係する限りでの法的助言と解釈されるものとし、特定の取引がミャンマーの法律及び規制の下で合法であるという弁護士
の正式な陳述としての法的意見ではない。
- ・具体的な取決めがない限り、法令、規制当局のその他の慣行の今後の変更を考慮してアップデートされるものではない。後年になって当事務所の助言に依拠する場合、さらなる助言を求めるのは貴殿の責任となる。

以上の当事務所の意見は、現時点で十分なものであると確信しています。本書の内容に関してご質問があれば、ご連絡ください。

敬具

DFDL

[目次へ戻る](#)